

所ニ向ヘリ

工場側ニテハ場合ニ依リテハ全般工ヲ解雇メント一意
獨ニテ然上交渉、要ナシトシ無、庶強硬ナルヲ以テ尙
休業、燃燒弁護ハ持久二ヶ月
尚木二十二日未時運動ニ際シ換束々ノ安部義美外ハ説
誦、上節曰放還セリ

内相、次政局長

社會局長及

東京地方裁判所訴訟事務

審判、審長

中通報光

■外池工場争議について小松川町民諸君に訴ふ

町民諸君甚だ迷惑をかり申談が次第もありまづ此度我々は工場主
の暴虐至桃野止むを得ず應戦せざるを得ず、重荷にあつておこります
工場主外池平左郎氏は去らず今に工場不振正理由として現在支給する手當
給を撤廃して賃金倍取剥奪を実施せんとす。意を部長を通じ職工に通達した
が、あつた我が本筋は他の工場の日給に比較して非常に安い手當金を支給するやつと
音でゐる。金金額も何等かの方略にまつて支給されならば少くとも命と意は別にモリと居たが、
あるが、考へ現金手当の金額と歩合手当金額と手当金額と工場主に於てしたがわ
つたが工場主は常に計りて明確に回答をあつたのである手当のみあつそれより多額手當
を何等の理由からも手当額に而開鎖を設けに致と桃野平左郎氏はここに改得舊
記述を得てくちうたうち然ま最初から之の値上を要すよりはあら親立支給してある
考へる工場側では殊々改めて手当金額を多くする意をもつて来たに付し我ほ安部總工手当額を本